

銀改

銀座でわかる働き方改革

情報(第37号)



平成30年11月20日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

山口ゆめ花博：4mのきつねのわらアート（平成30年10月27日撮影）

固定残業代(定額残業代)



1 固定残業制

固定残業代(定額残業代)とは、一定時間数の時間外労働を想定し、その時間数にかかわらず固定した残業代を支払うもので、「みなし残業」とも呼ぶようです。正確には、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払いする割増賃金です。

しかしながら、時間外労働の時間数にかかわらず、固定残業制と称し、その固定した金額しか支払いをしない企業があるようです(必要な時間外手当を支払っているとの認識)。

2 違法な固定残業制

固定残業制を採用する以上、時間外労働は 0 時間であっても決めた固定残業代を支払う必要があり、固定残業代を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働が発生したときは、超過部分につき割増賃金を追加して支払いする必要があります。想定している時間外数が超えているのに、「時間外手当は変わらない」というのであれば、それは違法です。

3 固定残業代制の明示

固定残業代制自体が違法ではなく、時間外労働がその固定残業代の範囲内であれば問題はありません。

そこをはっきりとさせるために、固定残業代を賃金に含めるときは、固定残業代を除いた基本給の金額、固定残業代に関する労働時間数と金額の計算方法、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して割増賃金を追加で支払いする旨を明示すべき必要があります(平成 27 年 9 月 30 日付け青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針・厚生労働省告示第 406 号)。

4 最一判平 24.3.8(集民 240-121)テックジャパン事件

実例を紹介してみます。

標記事案は、所定労働時間は 160 時間であり、基本給を 41 万円とし、月間総労働時間が 140 時間未満であればこれより 2,920 円を控除し、月間総労働時間が 180 時間を超過すれば 2,560 円を加算する契約としていました。

原審(東京高判平 21.3.25)は、月間 140 時間勤務しさえすれば、月間 160 時間からの不足分について上記の基本給から控除されない一方、月間 160 時間を超えて勤務しても労働時間の合計が月間 180 時間以内であれば、基本給に超過分を上乗せしないというものであることが明らかであるとして、時間外手当の請求を棄却しました。140 時間を超えれば控除せず、180 時間以内は上乗せをしないとの合意には公平性があるという趣旨と読み取ることができます。

しかし、最高裁は、月額 41 万円の全体が基本給とされており、その一部が他の

部分と区別されて割増賃金とされていたなどの事情はうかがわれぬ上、割増賃金の対象となる1か月の時間外労働の時間は、1週間に40時間を超え又は1日に8時間を超えて労働した時間の合計であり、月間総労働時間が180時間以下となる場合を含め、月によって勤務日数が異なること等により大きく変動し得る。そうすると、月額41万円の基本給について、通常労働時間の賃金と割増賃金に当たる部分とを判別することはできず、基本給の支払を受けたとしても、月間180時間以内の労働時間中の時間外労働について割増賃金が支払われたとすることはできない。月間180時間以内の労働時間中の時間外労働についても、月額41万円の基本給とは別に、割増賃金を支払う義務を負うとしました。

この判決には、櫻井龍子裁判官の補足意見が付されており、(要旨) 割増賃金を支払わなければならない使用者の義務違反には罰金が処せられることを考慮すると、時間外労働の時間数及びそれに対して支払われた残業手当の額が明確に示されていることが要請される。便宜的に毎月の給与の中にあらかじめ一定時間(例えば10時間分)の残業手当が算入されているものとして給与が支払われている事例もみられるが、その場合は、その旨が雇用契約上も明確にされていなければならないと同時に支給時に支給対象の時間外労働の時間数と残業手当の額が労働者に明示されていなければならないであろうと説示しています。

5 所定労働時間と180時間

要するに41万円に25%増しの時間外手当が含まれているのか、そうでないのかとの論争です。単純に、次表のような例を考慮すると、最高裁が説示するところも領けます。

前記事案の制度を導入した意図がわかりかねますが、不透明な契約であることは否めず、紛争の種をまいたと言わざるを得ません。固定残業代制を採用する企業とは、時間外労働等が月によって大きく変動しないときに有効でしょう。採用する以上は、前記3措置を明示して、わかりやすくすることが必要です。

週	所定労働時間	実労働時間
1週目	40	45
2週目	40	45
3週目	40	45
4週目	40	40
合計	160時間	175時間

当法人では、法律家として労務管理顧問に重点を置いております。是非ともお声がけください。

745-0031 周南市銀南街21 銀南ビル2階
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦 井上隆興
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
<https://ginza-syaroushi.com/>